

1 Fは甲社のために①②の訴えを会社法（以下略）847条3項をもとに提起する。

(1) 847条3項の要件は①6ヶ月前から引き続き株式を有する株主が②監査役に対して③847条1項の規定による請求日から60日以内に株式会社が責任追及の訴えを提起しない時である。

本件でみるとFは10年以上甲の株主であり（①充足）、甲社の代表取締役Bに対して（②不充足）60日以上提訴請求してから時間が経ってもなお訴えが甲社からなされなかった（③充足）ため提起している。

(2) ②の監査役に提起していないことによって訴訟要件は満たされないため、Fの請求は認められないように思われる。

もっとも、監査役でなく代表取締役に提出されたとしても監査役が請求の内容を知り、判断する機会があるのであれば適正な提訴請求があったと同視できると解する。

本件では提訴請求を受け取った代表取締役Bはその直後に開催された取締役及び監査役が全員出席している取締役会で請求全文のコピーを資料として配布し、内容を報告している。よって監査役がFの提訴を認識し判断する機会があったと言え、適正な提訴請求があったとみなすことができる。

2 ①の請求について

(1) ①は甲社の所有権に基づく物権的請求にかかる訴えである。

(2) 株主代表訴訟は、商法が、株主総会の権限を限定し、取締役の権限を広範なものとするとともに、取締役の特定の行為について、取締役に対し、会社と取締役との間の委任契約に基づく善管注意義務による責任を超えて厳格化、定型化された特別の責任を負わせていることを受けて、その責任の履行を確実なものとし、株主の地位を保護するために設けられたものと理解される制度である。そうすると、株主代表訴訟によって追及することのできる取締役の責任は、商法 266 条 1 項各号所定の責任など、商法が取締役の地位に基づいて取締役に負わせている厳格な責任を指すものと理解すべきであり、取締役がその地位に基づかないで会社を負っている責任を含まないと解する。

もっとも、同法 267 条 1 項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれる。

これを本件でみると、A が権限なく契約期間終了後も土地を占有していることに對して甲社の所有権をもって返還を請求するものであり、取締役の地位に基づく責任を追及するものでも、取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものでもないから、却下判決をすべきである。

(3) よって①については却下判決をすべきである。

3 ②の訴えについて

(1) ②は A 甲社間の契約終了に基づく返還請求である。

(2) 責任追及の範囲については上記の通りである。

本件についてみると、A と甲社との間で締結された賃貸借契約の終了に基づき、
真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めるものであるから、
取締役の会社に対する取引債務についての責任を追及するものといえることができ
る。そうすると、株主代表訴訟として適法なものであると言える。

(3) よって②については本案判決をすべきである。

以上

会社法基礎 1

【設問2】

第1 Fが提訴した①②の訴えについて、本案判決をすべきか却下判決をすべきか

1 6ヶ月前から引き続き株主を有する株主は、株式会社に対し役員等の責任を追及することができる(会社法 847 条 1 項。以下法令名省略)。そして株式会社が上記請求の日から 60 日以内に責任追及の訴えをしない時は、当該請求をした株主は株式会社のために責任追及等の訴えを提起することができる(847 条 3 項)。

2 本件において甲社の株主である F は 10 年以上甲社の株を保有しており、甲社は単元未満株式を採用していないことから、847 条 1 項で除外される。単元株式未満株主でないため、847 条 1 項の株主である。なお甲社は公開会社であるため、847 条 2 項には該当しない。

3 また、役員等とは、取締役、会計参与、監査役、執行役、または会計監査人のことである(423 条 1 項)。A は代表取締役であり、株式会社を代表する取締役(847 条 1 項)であるから、「役員等」にあたる。

4 役員には善管注意義務(330 条)と忠実義務(355 条)があるが、役員である A は賃貸借契約が終了した後も、本件土地の占有を継続し、甲社への返還を拒み続けている。本来であれば賃貸借契約が終了したのちは、本件土地を甲社に返還し、甲社が本件土地を事業のために利用できるようにすべきであったが、A は返還を拒んでいる。よって、A は善管注意義務ないしは忠実義務に違反しており、「責任」があると言える

また、本文からは、F の責任追及の訴えが、当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加えることを目的としていることは伺えない。(847 条 1 項但し書きには当たらない)

5 以上より、847 条 1 項の要件を満たす。

6 ただし、監査役設置会社が 847 条 1 項の規定による請求を受ける場合には、監査役が監査役設置会社を代表するところ(386 条 2 項 1 号)、本件では請求書は代表取締役 B 宛に提出されているため不適法とならないか。

7 この点、監査役が請求書の全部の内容について把握することができるような場合には、監査役宛に送られたのと同視することができる。

8 本件では F の請求書を受け取った代表取締役 B は、その直後に開催された取締役及び監査役全員が出席している取締役会において請求書全文のコピーを資料として配布した上で、その内容を報告している。この場合、そうであるから、監査役は F の請求書の全文について確認することができ、提訴する旨の判断をする時間も十分にあったと伺うことができるので、F の請求書が監査役宛に送られた場合と同視することができる。よって不適切とは言えない。

9 上記が不適法とならない以上、F は B に対して提訴請求をしてから 60 日以上経っても A に対する訴えが甲社からなされない以上は甲社のために①②の訴えを提起できる(847 条 3 項)。

10 以上より F が提訴した①②は本案判決となりそうであるが、①物権的請求権と②債権的請求権の違いがあるが両方認められるか。

11 この点、取締役らの裁量を縛ることへの懸念から、代表訴訟の対象となるのは、会社法上、免除手続きが厳格にされている債務(423 条、462 条など)に限定され、物権的請求権については認められない。

コメントの追加 [法t1]: 適用条文は、最初に確定させること。

例: 本件において、甲社は公開会社であるところ、847 条 2 項ではなく、同条 1 項の検討を行う。とか記載する。

コメントの追加 [法t2]: これは、括弧書きで書くことではありません。要件先出しをして、要件ごとに判断をしていく、というスタイルです。

コメントの追加 [法t3]: 問題意識はあっています。ただ、「ただし」という接続が気になります。提訴請求自体が間違っていれば、訴訟要件を欠くことになり、却下判決が下るのではないですか？

コメントの追加 [法t4]: 具体的に理由を述べること

12 よって F が提訴した①については却下判決、②については本案判決をすべきである。

再チャレ第 5 回 会社法基礎 2024 2024 年 9 月 26 日

[設問 2]

1 F が提訴した①②の訴え (847 条 3 項) について、本案判決をすべきか、却下判決すべきかは、F の提訴が適法に行われているかで判断する。

(1) F は、A に対して、責任を追及する訴えを、甲株式会社にするように請求している (会社法 (以下法令名省略) 847 条 1 項)。

847 条 1 項に基づく請求が認められるためには、6 か月前から引き続き株式を有する株主が役員等 (423 条 1 項) の責任を追及する訴えの提起を請求する必要がある。

F は、10 年以上、甲社後者の株主であるから、上記要件を満たす。

A は、甲社の代表取締役であるので、取締役であり、役員等に含まれる。

ゆえに、847 条 1 項に基づく請求は、適法に行われている。

(2) 847 条 3 項によれば、株式会社が同条 1 項の規定による請求の日から 60 日以内に責任追及の訴えを提起しない場合、当該請求をした株主は、株式会社のために責任追及の訴えを提起することができる。

今回、F の請求書を適切に受け取り、取締役会でその内容を報告するなどして、適法に請求書は処理されており、手続き上、違法はなく、60 日以上経っても、甲社から、A に対する訴えがなかったことから、株主 F は、甲社のために①②の訴えを提起することができる (847 条 3 項)。

2 提訴請求の送付先について

甲社は、公開会社で、監査役設置会社である。監査役設置会社において、提訴請求の受理で会社を代表するのは、監査役 (386 条 2 項 1 号) であるから、提訴請求の書面も監査役に向けて提出すべきことになる。しかし、今回、代表取締役 B に対して宛てに提出しているため問題となる。

判例によれば、監査役ではなく、代表理事宛てに提訴請求がなされた場合でも、監査役が請求の内容を知り、判断する機会があったとして「適式な提訴請求があったのと同視できる」とする。

本件では、取締役会で、監査役全員が出席していたという事情がある。また、請求書の資料の配布も、その内容の説明をも報告があったのだから、監査役が請求の内容を知り、判断する機会があったと言える。

よって適切な提訴請求があったといえる。

3 提訴請求の対象となる責任の範囲について

本件では、追求できる責任の内容に限定はあるのが問題となる。

判例によれば、物権的請求権による提訴請求を不適法とし、取引債務については適法とする。

本件において、①は所有権に基づく返還請求であるから、物権的請求権であるから、不適法であり、②は、賃貸借契約の終了による返還請求であるから、取引債務であり、適法である。

コメントの追加 [法t1]: 厳密に言えば、3 項

コメントの追加 [法t2]: 1 項の要件って、これだけですか? 1 項は、提訴請求、3 項は提訴請求をしても提訴がない場合に責任追及の訴えができるのでは?

コメントの追加 [法t3]: なぜこれが問題となるのでしょうか?

条文を指摘すること。

会社法は、条文の指摘が最重要です

再チャレ第5回 会社法基礎2024 2024年9月26日

4 よって、①については、請求却下判決、②については、本案判決をすべきである。

以上

- 1 Fは、会社法 847 条 1 項、4 項(以下同法名省略)に基づく株主による責任追及の訴えを提起している。F に上記請求の原告適格は認められるか。
- 2 847 条 1 項に基づく責任追及の要件はまる追及が行えるのは、(i)6 ヶ月前から引き続き株式を所有する株主であって、(ii)責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図る目的でなく、(iii)当該株式会社に損害を加える目的でない場合である。
- 3 これを本件についてみると、(i)F は 10 年以上後者の株式を保有する株主である。また、F の責任追及は、後者の代表取締役 A が甲社から不正に土地を占有していることについてその返還を求めるものであり、(ii)株主 F 自身や第三者の不正な利益を図ることを目的としていない。また、(iii)甲社に損害を加える意図もうかがわれない。
- よって、F に原告適格が認められる。
- 4 もっとも、株主による会社の物権的請求権の行使は認められていない。この点、①の訴えは甲社の所有権に基づく本件土地の返還請求を内容とするものであり、物権的請求権にあたる。よって、①について裁判所は却下判決をすべきである。
- 一方で②の訴えは賃貸借契約の終了に基づく返還請求を内容とするものであるから、物権的請求にあたらない。よって裁判所は、②について本案判決をすべきである。
- 以上

コメントの追加 [法t1]: 提訴請求の適法性について、書くべき事案でした。

コメントの追加 [法t2]: より詳細に、問題点、規範、理由を指摘しましょう。

会社法基礎 1 期末試験

1 訴訟要件について

F は、A が本件土地を占有し甲社への返還を拒んでいることについて 847 条〇項(まで書くこと)条に基づき株主による責任追及等の訴えを提起している。

まず、F が訴訟要件を満たしているかを検討する。

株主が責任追及等の訴えを提起するための要件は、a 6 か月前から引き続き株式を有する株主であること(公開会社の場合)、b 図利加害目的でないこと、c 株主が会社に対し責任追及等の訴えを提起するよう請求した日から 60 日以内に会社が訴えを提起しないことである。

a について見ると、F は 10 年以上甲社の株主である。また、甲社は公開会社である。よって F は 6 か月前から引き続き株式を有する株主である。(a 充足)

b について見ると、F は A が会社の財産である本件土地を占有し続けているのは問題であると考えて①②の訴えを提起している。よって F に図利加害目的は認められない(b 充足)

c について見ると、F は A に対して責任追及の訴えを提起するよう求める請求書を代表取締役 B に提出している。ここで、386 条 2 項 1 号によると、847 条 1 項による請求を受ける場合は監査役が会社を代表する。F が監査役に請求書を提出しなかったことにより要件を満たさないことにならないか問題となる。

386 条 2 項において、取締役の責任を追及する訴えでは監査役が会社を代表することとした趣旨は、責任追及を受ける立場にある取締役ではなく、取締役の職務の執行を監査する立場にある監査役に、会社として取締役の責任を追及するか判断させるためである。したがって、株主から請求書が直接監査役に提出されていなくとも、請求書が社内で、転送・共有されるなどして、監査役が判断する機会が確保されていれば問題ないと解する。

本問においては、F の請求書を受け取ったのは代表取締役 B であったが、B は請求書の全文コピーを直後に開催された取締役会に資料として配布し、報告した。取締役会には、取締役および監査役全員が出席していた。監査役は取締役会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなくてはならないのであり(383 条 1 項本文)、監査役が A に対して提訴する旨の発言をしていなかったとしても、監査役が F の請求の内容を判断する期間は確保されていたと言える。よって、F が請求書を監査役でなく代表取締役 B に提出したことは問題とならない。

また、F は甲社に対して提訴請求してから 60 日以上経過しても A に対する訴えが甲からなされなかったため、甲社のために①②の訴えを提起している。よって、60 日たっても会社が訴訟を提起しないことという要件を満たす。(c 充足)

したがって、F の訴えは訴訟要件を満たしている。

コメントの追加 [法t1]: 条文の指摘をすること

コメントの追加 [法t2]: OK です、訴訟要件を満たす場合は、〇〇判決となる、まで書きましょう。

2 847 条により追及できる責任の範囲について

次に、①②の請求は 847 条により追及できる責任の範囲に含まれるかを検討する。

847 条により追及できるのは、423 条 1 項等の会社法上の責任に限られ、取引債務は含まれないのではないが問題となる。

この点については、847 条の趣旨が会社が取締役に対する責任追及を懈怠するのを防止することにあることに鑑みると、責任の範囲を会社法上の責任に限定するべきではなく、取引債務も含むべきである。

本問について見ると、請求①②は A と甲社との賃貸借契約終了後に A が甲社に土地を返還することを求めるものである。これは取引債務にあたるが、本問のような取引債務も 847 条により追及することができる。

3 結論

以上より、本案判決がなされるべきである。

以上

会社法基礎 1

【設問 2】

第 1 公開会社で監査役設置会社である甲株式会社の株主 F は、847 条 3 項に基づき、甲社代表取締役 A に対する①甲社の所有権に基づく本件土地の返還請求に係る訴え、②賃貸借契約の終了による本件土地の返還請求に係る訴えを提起した。かかる訴えについて、裁判所は、本案判決をすべきか、却下判決をすべきか。

1 847 条 3 項より、「株式会社」が、「第 1 項の規定による請求」「の日から 60 日以内に責任追及等の訴えを提起しない」ときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

2 甲社は「株式会社」である。本件では「第 1 項の規定による請求」（847 条 3 項）が適法に行われているかが問題となる。

この請求が適法になされているといえるためには、①「六箇月前から引き続き株式を有する株主」が、②「株式会社に対し」、③「書面」で、④「役員等」の⑤「責任追及等の訴え」の⑥「提起を請求」し（以上につき、847 条 1 項）、それが、⑦「当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的」（以下、「図利加害目的」という。）ではないこと（847 条 1 項但書）を要する。

（1）本件では、10 年以上甲社の株主である F が、甲株式会社に対して請求書で、上記請求を行っている（①②③充足）。

（2）また、A は代表取締役だから「役員等」にあたる（④充足）。

（3）要件⑤について、責任追及等の訴えの「責任」の範囲が問題となる。

ア この点について、847 条 1 項の趣旨は、役員相互間の特殊な関係から、会社が取締役責任追及を行わないおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴を提起できるとしたものと解される。そして、責任追及が不十分になるおそれは、取引債務についてもいえる。また、取締役は取引債務について、会社に対して忠実に履行すべき義務を負う。

よって、「責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取引債務についての責任も含まれると解する。

イ 訴え①は、甲社の所有権に基づく本件土地の返還請求に係る訴えだが、これは、取締役の地位に基づく責任を追求するものでも、取引債務についての責任を追求するものでもない。他方で、訴え②は、賃貸借契約の終了による本件土地の返還請求に係る訴えであり、これは、代表取締役 A が甲会社と結んだ賃貸借契約という取引の責任を追求するものである。

ウ したがって、訴え①については、要件⑤を満たさないが、訴え②については、要件⑤を満たす。

（4）要件⑥について、監査役設置会社では、提訴請求の受理について会社を代表するのは監査役（386 条 2 項 1 号）だから、本件でも監査役に提訴請求すべきである。しかし、本件では、F が請求書を代表取締役 B に提出している。このことについて、訴えの「提起を請求」したといえるか。

コメントの追加 [法11]: 要件だしは、わざわざ「」書きで抜き出す必要はありません。
適宜要件を簡略に指摘して頂いて構いません。

ア 監査役が請求の内容を知り、訴訟提起するかを判断する機会があったといえる場合は、監査役が提訴請求の書類を受理したのと異ならない状況に置かれたといえるから、適式な提訴請求があったのと同視できる。

イ 本件では、代表取締役Bが、Fの請求書を受け取った直後に開催された取締役会において、請求書全文のコピーを資料として配布し、その内容を報告している。そして、この取締役会に監査役Fも出席している。よって、監査役が請求の内容を知り、訴訟提起するかを判断する機会があったといえる。よって、適式な提訴請求があったのと同視できる。

ウ したがって、要件⑥を満たす。

(5) 本件では、Fは、Aが本件土地を占有し続けるのは問題だと考えたことから、上記請求を提起しているところ、図利加害目的を推認できる事情はない(⑦充足)。

(6) 以上から、訴え②については、「第1項の規定による請求」(847条3項)が適法に行われているといえるが、訴え②についてはいえない。

2 そして、Fが上記訴えの提訴請求をしてから60日以上経っても、甲社は提訴しなかった。よって、第1項の規定による請求の「日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しない」といえる。

3 以上より、裁判所は、訴え①について、却下判決、訴え②について、本案判決をすべきである。

コメントの追加 [法12]: 適法な提訴請求がなければ、却下判決となることからすれば、この論点を先に検討するべきではないでしょうか。